

公益財団法人麦島財団
2026年度 奨学生募集要項

【趣旨】

グローバル社会において、諸外国との相互理解を促進するとともに、各分野を牽引できる能力を備えたグローバル人材の育成を目的として、海外から日本へ留学する外国人留学生に対して返還義務のない奨学金を給付することで、未来を担う若者の能力の向上と日本のより一層の発展に寄与しようとするものです。

1. 応募資格

以下の条件をすべて満たす者

- (1) 愛知県内の高校・大学・大学院・その他教育機関に在籍している外国人留学生
- (2) 日本以外の国籍を有する者
- (3) 在留資格「留学」を持つ者
- (4) 学業・人物ともに優秀かつ健康であり、学費の援助が適当と認められる者

2. 奨学金概要

募集人数	20名程度
給付金額	一人当たり月額10万円（最大120万円）
給付期間	最大一年間
給付方法	本人名義の日本国内の銀行口座に振込

3. スケジュール

5月～6月	募集期間
7月	選考期間
8月	奨学生決定、通知、手続き等
9月	奨学金給付開始（予定）

4. 奨学生の選考・決定

事務局による選考の後、選考委員による選考を行い、理事会で審議の上奨学生を決定します。

選考では、提出書類に基づき語学力・成績・人物等を総合的に判断して採否を決定します。

※選考の可否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

5. 応募・問い合わせ先

在籍校を通じてご応募・お問い合わせください。

6. 提出書類

(1) 奨学生願書	当財団指定の様式に、手書き・データへの入力いずれかの方法で記入。日本語・英語のみ可。
(2) 在留カードのコピー	表面、裏面のコピー
(3) パスポートのコピー	顔写真のあるページのコピー
(4) 在学証明書	在籍校の在学証明書の原本
(5) 成績証明書	直近 1 年間の成績証明書 英語での記載可、写し可。 前年が母国の学校の在籍のため成績証明書の取得が困難な場合は、在籍校の前期等の直近の成績証明書を提出。
(6) 推薦書	様式自由、枚数制限等なし。 指導教員等に発行依頼をしてください。 推薦者の署名もしくは記名押印が必要。
(7) 小論文	様式自由 テーマ：「日本で学びたい（学んでいる）こと、それを将来にどう生かすか」 日本語の場合：1,200～2,000 字 英語の場合：600～1,000words
(8) 日本語能力試験または日本留学試験等の成績証明書	ある場合のみ提出。写し可。

提出書類に不備・不明な点がある場合や、虚偽があった場合は審査対象外になります。なお、提出書類は採否に関わらず返却しませんので、必要な方は書類のコピーをしてから提出してください。

【留意事項】**1. 報告義務**

奨学生には、奨学金給付期間中の活動の報告義務があり、活動報告書（日本語 1,000 字程度、英語 500words 程度）の提出が必要です。奨学金の給付開始から一年毎に提出してください。給付期間が一年以下の場合は給付終了後に提出となります。活動報告書は、在籍校を通じて提出してください。

2. 奨学金の停止又は終了

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を停止又は終了します。

- (1) 理由なく長期にわたり欠席したとき
- (2) 病気その他の事由により成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学籍を失ったとき
- (4) 提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき

3. 奨学金の返還請求

奨学生が、2 の (1) ～ (5) のいずれかに該当し、かつ故意による重大な違約が認められた場合は、給付した奨学金の返還を求めることがあります。

4. 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用します。なお、不採用者の提出書類等、利用目的に照らし合わせて不要となった個人情報は、一定期間保管した後、破棄します。

詳しくは個人情報保護方針のページをご確認ください。

(利用目的)

- (1) 奨学生の選考
- (2) 奨学金給付に関する諸手続
- (3) 官公庁等への報告
- (4) 留学に関する調査
- (5) その他この法人の事業を遂行するために必要な事項

【FAQ（よくある質問）】

Q. 研究生でも応募できますか？

A. 応募は可能です。愛知県内の教育機関に在籍する外国人留学生であればどなたでもご応募いただけます。

Q. 併願はできますか？

A. 可能です。併願しようとする他の奨学金等が併願可能かどうかご確認ください。なお、併願の場合は願書等にその旨を記載してください。

Q. 学生がまだ来日していませんが、応募は可能ですか？

A. 応募は可能です。ただし、奨学生として採用された場合、奨学金の給付は来日後からの開始となります。

Q. 給付期間中に博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学予定ですが、進学後も奨学金を受給することはできますか？

A. 給付期間中の進学であれば可能です。進学の際に合格通知書等の写しをご提出ください。ただし決定した給付期間を超えての奨学金給付はできません。

Q. 奨学生の住所が変わりましたが、手続きは必要ですか？

A. 氏名の変更及び住所の変更については、「基本情報変更届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

Q. 在留資格が「留学」から他の在留資格に変更となる場合、変更後も奨学金を受給することはできますか？

A. 別の在留資格へ変更となる場合は、変更の月までの給付となります。

Q. 留学生が給付期間中に海外に留学する場合、奨学金を受給することはできますか？

A. 原則、他国への留学中は奨学金の給付は停止となります。